

## 一般社団法人日本計量生物学会 表彰制度に関する内規

- (1) 学会賞、奨励賞、若手優秀発表賞に対する賞金は、それぞれ10万円、5万円、3万円とする。
- (2) 学会賞候補者の選定においては、学会賞選定委員会への学会員による自薦・他薦を行い、その中から毎年たかだか1名を選出する。対象となる論文（原著、総説）・著書の出版時期は、10年以内とする。
- (3) 奨励賞の対象とする論文は、選定委員会が開催される時期に出版されている最新号から3年前までに掲載されたものとする。

附則 本内規の変更は、一般社団法人日本計量生物学会理事会の議決を経ることとする。

2016年6月16日 施行（一般社団法人日本計量生物学会設立）

2024年2月19日 改定